

令和8年4月栃木市教育委員会定例会会議録

令和8年4月栃木市教育委員会定例会を、令和8年4月22日栃木市役所に招集した。

1 本委員会の出席者は、次のとおり

青木 千津子教育長 後藤 正人職務代理者 五十嵐 幸男委員 西脇 はるみ委員
大塚 裕子委員 館野 知美委員 岩崎 好宏委員

2 本委員会の欠席委員は、なし

3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

教 育 次 長	五 十 畑 肇
教 育 総 務 課 長	飯 島 彰
教育総務課学校再編推進室長	岩 崎 和 隆
学 校 教 育 課 長	宮 堀 純 也
学校教育課グローバル教育推進室長	古 橋 奈 美
学 校 施 設 課 長	佐 藤 賢 一
保 健 給 食 課 長	寺 内 晴 子
生 涯 学 習 課 長	長 澤 紀 恵
文 化 課 長	横 倉 悟 史
美 術 ・ 文 学 館 課 長	高 久 一 典

4 本委員会の署名委員は、次のとおり

五十嵐 幸男 委員

5 本委員会の書記は、次のとおり

教育総務課 橋本 汐里

6 本委員会の会議案件は、次のとおり

日程第1 会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議事

報告第2号 「本市の生涯学習のありかた」に係る提言について

報告第3号 栃木市文化財保存活用地域計画（案）の修正について

議案第14号 栃木市教育委員会点検評価の実施方針について

議案第15号 栃木市部活動の地域移行推進会議設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第16号 栃木市運動部活動の地域移行検討会議設置要綱を廃止する要綱の制定について

議案第17号 栃木市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

議案第18号 栃木市いじめ問題対策専門委員会委員の委嘱について

議案第19号 栃木市立小中学校運営協議会委員の委嘱について

日程第4 その他

《会 議》

教 育 長 — 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 —

教 育 長 日程第1 会議録の承認についてでございます。3月定例教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様にご配付したとおりでございます。ご質問ご意見等はございますでしょうか。

— なしの声 —

教 育 長 それでは、会議録への署名を後藤委員にお願いいたします。

教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。

— 4月栃木市定例校長会の資料に基づき説明 —

令和8年度のスタートに当たってお願いしたいこと

(1)第3期栃木市教育計画もいよいよ終盤。その理念や趣旨を踏まえつつ、「本校ならではの」の特色ある教育の更なる推進を！

その際は…

- ・目指す学校像や目指す児童・生徒像と実態とのギャップを埋めるための創意工夫ある教育実践こそが、「本校ならではの」の特色ある教育推進に繋がることを念頭に置くこと
- ・昨年度末に確認された自校の強みと課題について、新体制において改めて全職員で共通理解を図るとともに、更なる向上・改善に向けた具体策の共通実践を始動させること
- ・「だれ1人取り残さない教育の推進」をモットーに、全ての教育活動に当たること
特に、いじめ・不登校の未然防止と早期の適切な対応、通常の学級における学びのUD(ユニバーサルデザイン)や合理的配慮の充実については最優先で取り組むこと

(2)「教育は人なり」校長の姿勢が学校文化を創る！

例えば…

- ・管理職の望ましい人間関係が、教職員に、延いては子供たちにも伝播すると常に心に留め置くこと
- ・教職員の個性(強み、弱みを含め)や状況を理解し、陰に陽に能あらしむる働きかけに心を砕くこと
- ・「この校長のためなら、ちょっと大変でも頑張ろう！」と思ってもらえたらしめたもの

(3)教育委員会は学校の自走を支える伴走者。困ったときはいつでもご相談を！

- ・各校の自主性、主体性、創造性を最大限に尊重します！
- ・児童・生徒指導案件、保護者対応案件… 「これはちょっと…？」と感じた際は、躊躇わず相談されたし
- ・スピーディーかつ丁寧な初期対応が、各種問題案件の長期化・深刻化を防ぐことを心に留め置くこと

教 育 長 私からの報告は以上でございます。ご質問等ございましたらお願いします。

後藤委員

今の教育長のお話を非常に強い共感を持って聞いておりました。実は4月5月6月は、学年、学級作りの1番重要な時期だと私は思っています。逆に言えば、校長先生の学校経営方針が4月5月6月のやり方次第で、教職員に定着するかどうかが決まってくると思います。教育長の資料で、「校長の姿勢が学校文化を創る」とありますが、これは校長のところを先生や担任として、学年、学級文化を創るというようにしてもいいと思います。今日学校だよりをいただいたので、先程パラパラと見させていただきました。各学校の校長先生の教育の熱量が非常に伝わってくるような気がいたします。ただ、以前にも1度言ったことがあるんですが、中には日付だけ変えて、あとはほとんど同じというやり方をしているところもあります。中身があれば良いんですが、それで済ませてしまうと、4月5月6月の校長先生の姿勢が本当に伝わるかどうかは、非常に難しいと思います。ですから、私はやはりこの4月5月6月の校長先生の姿勢、そして先生方の姿勢が学校の行く末を左右する重要な時期だなどと考えながら、先程の教育長のお話を聞いておりました。

教育長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

— なしの声 —

教育長

それでは次に、日程第3 議事に入ります。なお事前に送付できなかった報告第3号の別冊については、本日お配りさせていただきました。また、議案書も本日配布したものに差替えとさせていただきます。それでは、議案書をご覧ください。報告第2号 「本市の生涯学習のありかた」に係る提言について、を議題といたします。生涯学習課長 長澤課長より、説明をお願いします。

生涯学習課長

〔説明要旨〕

令和8年3月6日に、栃木市社会教育委員会議から「本市の生涯学習のありかた」に係る提言書が提出されたことから、その内容について教育委員会に報告する旨説明。

教育長

報告第2号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

後藤委員

大変良くまとめられていると思いました。これは報告事項ということで、協議事項じゃありませんので、将来に向けての感想でもよろしいですか。

教育長

はい。

後藤委員

皆さんご承知のように、合併後、新市発足から10周年を迎えるに当たり、栃木市民憲章を作りました。そして令和2年度に市長へ手交式を行った経緯があります。この市民憲章は、「栃木市が豊かな自然に恵まれ、歴史や文化が息づく美しいふるさとに誇りと愛着をもち、性別、年齢、人種等にかかわらず、誰もが住みやすい、そして、犯罪や争いごとのない、物も心も豊かな未来をつくるため、この市民憲章を定め行動します」としており、5つの行動目標を定めております。私はこの市民憲章の審議委員会の会長をやっております、夜の7時から市役所の中で会議を重ねました。しかしこの市民憲章で謳っていることが、提言書にはどこにも見当たらないんです。当時を振り返ってみると、やはり市民憲章は、栃木市において1番根本にあるものだという思いで作成をいたしました。例えば、議案書の表紙にもこの市民憲章が書いてあるということは、まさに教育委員会が前向きに捉えて、繋げようという気持ちが伝わってくるんですが、さてこの提言書の文面を見ても、なかなかそれが見えてこない。また、審議会委員は12名おりまして、その中には社会教育委員の代表も入っています。この「本市の生涯学習のありかた」は、社会教育委員の方々にも非常に身近な問題として、関心があるものだと思うんですが、代表の方々が参加しているにも関わらず、この提言書

の中に市民憲章の文言が一言も入っていないということに対して、今後に向けた要望として、市民憲章がどういったものなのか、ということを一度考えていただいて、出来ればこういったものには盛り込んでいただければありがたいかなと思いました。

教 育 長
生涯学習課長

ありがとうございました。生涯学習課長いかがでしょうか。

大変勉強になりました。今回は社会教育委員の皆様からのご意見でまとめましたが、今後は市民憲章に謳われていることについても考えていきながら、実践の方で対応していけたらと思っております。

教 育 長

貴重なご意見ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長

次に、報告第3号 栃木市文化財保存活用地域計画（案）の修正について、を議題といたします。文化課 横倉課長より、説明をお願いします。

文 化 課 長

〔説明要旨〕

令和8年2月の定例教育委員会において議決された栃木市文化財保存活用地域計画（案）について、その後示された文化庁の指摘を踏まえ、修正を行ったことについて、報告する旨説明。

教 育 長

報告第3号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

ありがとうございました。次に、議案第14号 栃木市教育委員会点検評価の実施方針について、を議題といたします。教育総務課 飯島課長より、説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに当たり、令和8年度の実施方針を決定するため、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第14号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第14号について、採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第14号について、原案のとおり可決いたしました。次に、議案第15号 栃木市部活動の地域移行推進委員会議設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題といたします。教育総務課 飯島課長より、説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

国及び栃木県において地域移行の名称を地域展開に改めたことを踏まえ、本市においても、部活動の地域移行が地域全体で関係者が連携して生徒のスポーツ・文化芸術活動の地域移行推進会議の名称を改める必要がある。また、令和8年度から文化部活動も含めた地域展開を推進するため、同会議の参加者に市内の文化芸術団体を代表する者を加える必要があることから、栃木市部活動の地域移行推進会議設置要綱の一部を改正することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長
後 藤 委 員

議案第15号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

この部活動については、地域の方々や中には先生方も混同して解釈している方が

いると思います。昭和の時代なんかは、いわゆるクラブ活動と称して、先生方がほとんど顧問をしていました。ところが部活というのは、学習指導要領を見ますと、教育課程外として位置づけをされているんです。これは生徒の自主的・自発的な参加で行われるということで、そういった定義をされているわけです。したがって、私個人としては、地域展開は大賛成です。また、先生方の負担が軽くなるだとか、指導者の専門性が期待されるという点からみても良いことだと思います。ただ、そういった反面、地域格差や経済面や送迎等による保護者の負担といった懸念事項もあるかと思えます。それから、もし何か事故があったときに誰が責任を取るのかということも重要です。学校での教育課程の中で事故が起きれば、当然誰が責任を取るかは明白です。しかし地域展開した場合、安全が脅かされたときに誰が責任を取るのかというのが、文化省の通達や様々な文献を見ても曖昧である印象を受けます。ただ、そういったマイナス面もあるわけですが、それをクリアしていきながら、栃木市が今後文化部も含めて地域展開していくことを個人的に賛成したいなと思えます。

教 育 長 受け皿を用意するというのが今課題の1つとなっておりますが、方向性としては進めていく価値があるものだと私も個人的に思います。他には何かございますか。
— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第15号について、採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第15号について、原案のとおり可決いたしました。次に、議案第16号 栃木市運動部活動の地域移行検討会議設置要綱を廃止する要綱の制定について、を議題といたします。教育総務課 飯島課長より、説明をお願いします。

教育総務課長 [説明要旨]
令和6年3月に中学校部活動の休日における地域移行に関する方針である「栃木市版部活動の地域移行」基本方針を策定したことにより、栃木市運動部活動の地域移行検討会議の目的を達成したことから、栃木市運動部活動の地域移行検討会議設置要綱を廃止することについて、協議を求める旨説明。

教 育 長 議案第16号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
大 塚 委 員 今栃木市は2つの団体が地域展開に関わっているかと思えます。ただ、この2つの団体から派遣してもらうのではなくて、地域のことを良く知っているこの方に頼みたいという場合があるかと思えます。その時に、先程後藤委員がおっしゃっていたように、先生や地域の方があまり分かっていない。必ずこの2つの団体から派遣されないといけないと思っている方が多い気がします。今回、地域のことを良く知っているのも、その地域にあるクラブチームのリーダーの方に頼んで、地域展開をしてもらいたいということになったんです。そこで、1人の方にその話を伝えたら、「この2つの団体からお願いしないといけないんですよ。」という話になって断られたんです。ただ、別の方に同じ話をしたら、「全然大丈夫です。市役所を通してもらえばできますよ。」と言われて、皆さんあまり分かっていないかなと思えます。必ずその2つの団体から派遣されなきゃいけないわけではないですよ。

教育総務課長 その通りです。まだ上手く周知がされていないかと思います。現在2つの団体から指導者を派遣しておりますが、必ずしもその団体から派遣されなければならないというわけではないので、先程、大塚委員がおっしゃったような方や団体があれば、市に話を通していただいて、直接市とその団体との直営という形になりますがそういった形で、指導をお願いすることは問題ないです。

大塚委員 ありがとうございます。おそらく先生方も分かっていなくて、こういった話をしても「駄目なんです。」と言われる先生が多いかと思います。市教育委員会の方から、2つの団体からでなくても大丈夫だということを伝えることはないですか。

教育総務課長 そういったお話があれば、教育委員会とまず学校の校長先生と協議させていただいて、問題ないということであれば、そちらの方に展開していくというふうに考えております。

大塚委員 個別に相談するということですか。

教育総務課長 そうですね。案件がありましたらご連絡をいただければと思います。

大塚委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 他にはいかがでしょうか。

館野委員 地域移行検討会議の設置を廃止するという事は、今後は地域展開の会議を設置するという事ですか。

教育総務課長 改めて地域展開の会議を立ち上げることはございません。ただ、先程議案第15号で「栃木市部活動の地域移行推進会議」を「栃木市部活動の地域展開推進会議」と改正しておりますので、その会議の中で検討することになります。なお、地域展開推進会議は年に3回ほど開催しております。会議には校長先生やPTAの方、スポーツ団体の方が参加しておりますので、この会議の中で今後の部活動についてのあり方等についてはご意見等をいただいております。

館野委員 今後そういった形で会議は継続していくというように受け取って大丈夫ですか。

教育総務課長 はい。

館野委員 先程大塚委員が先生方も地域展開についてよく分かっていないという話をされていましたが、保護者の中でも結構色々な情報が錯綜しているみたいですし、例えば、栃木市内の方が他の市で聞いた話を他の方にして混乱しているということも小耳に挟んだりするので、なかなか正確な情報が届きにくいのかなと思います。ただ、部活や地域によって状況が異なるかと思うので、丁寧に伝わるといいなと思いました。

教育総務課長 その点については校長会等も利用しながら、周知をしていきたいと思っております。

館野委員 部活によっては説明会を開いていただいているみたいで、その部活の方たちには分かりやすく届いているのかなという印象を受けますので、引き続きよろしくお願ひします。

教育長 ありがとうございます。他に何かございますか。

— 質問なし —

教育長 それでは、議案第16号について、採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教育長 異議なきものと認め、議案第16号について、原案のとおり可決いたしました。次に、議案第17号 栃木市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について、を議

題といたします。学校教育課 宮堀課長より、説明をお願いします。

学校教育課長

〔説明要旨〕

栃木市教育支援委員の任期満了に伴い、新たな委員を委嘱及び任命することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第17号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

五十嵐委員

教育支援委員の方々はどのように選出されているのか教えて下さい。

学校教育課長

まず教員については、特別支援学級の担任をしている先生方の中から教育委員会の方で選びまして、校長先生の内諾をもとに決めております。また、校長会には2名選出いただきたいということで依頼をいたしまして、校長会から推薦をいただいた上で、2名の校長先生にお願いをしております。それ以外の福祉関係機関の職員につきましては、それぞれの機関に推薦していただき、このような形で上程させていただいているという状況でございます。

教 育 長

医師の方についても、医師会の推薦を受けているということですか。

学校教育課長

そうです。

教 育 長

ありがとうございます。他に何かございますか。

舘野委員

前回も同じ質問をしているんですが、この教育支援委員の中に、相談支援員の方もいた方が良いのかなと思うんですけども、何か入らない理由があれば教えていただきたいです。

教 育 長

相談支援員の方ですか。

舘野委員

はい。相談支援事業所の相談支援員の方がいつも入っていないので、教育支援委員の中にいた方がいいのではないのかなと思うんです。

岩崎委員

障害児通所支援のサービス事業所を利用する場合には、原則として利用計画を作成する必要がありますが、そのサポートをしている事業所を相談支援事業所と言います。そこの相談支援専門員という方が計画を作っていて、保護者のご意見を聞いたりだとか、利用先のサポートや調整をさせていただいたりしているので、相談支援専門員の方がメンバーに入った方がより良いのではないかというご意見かなと理解しました。

教 育 長

ありがとうございます。特に入っていない理由というのは無いですか。

学校教育課長

入っていない理由は無いです。議案書にありますように、福祉関係機関の職員ということで、児童相談所やこども家庭センター等の様々な分野からお呼びしている状況です。委員のご意見はこちらで引き取らせていただいて、今後検討させていただきますと思います。

教 育 長

今年はこの方々ということになりますが、今後の検討材料とさせていただければと思います。他にはいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第17号について、採決いたします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第17号について、原案のとおり可決いたしました。次に、議案第18号 栃木市いじめ問題対策専門委員会委員の委嘱について、を議題といたします。学校教育課 宮堀課長より、説明をお願いします。

学校教育課長

〔説明要旨〕

栃木市いじめ問題対策専門委員会委員の任期満了に伴い、新たな委員を委嘱することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第18号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第18号について、採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第18号について、原案のとおり可決いたしました。次に、議案第19号 栃木市立小中学校運営協議会委員の委嘱について、を議題といたします。学校教育課 宮堀課長より、説明をお願いします。

学校教育課長 [説明要旨]

栃木市立小中学校運営協議会委員の任期が令和8年3月31日をもって満了となるため、新たな委員を委嘱することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第19号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

大塚委員 各学校によって人数が9人だったり、6人だったりと思うんですが、人数は学校の規模によって変わるんですか。どのようにしてこの人数は決められているんですか。

学校教育課長 規模によって決まっているわけではなくて、おそらく各学校でこの制度を立ち上げたときに、6人でいこうとか、7人でいこうというようにスタートしているものかなと思われます。なので、規模が小さい学校の方が意外と9人いたりだとか、大きい規模の学校の方が人数を絞って6人にしていたり、というような形になっておりますので、何かこちらからこの人数でお願いしますということではございません。

教 育 長 何名以内ということで、あとは学校裁量で決めているようです。

大塚委員 最低人数も決められているんですか。

学校教育課長 最低人数は決められていないですが、協議会規則の中に9名以内の委員をもって組織するとしております。

教 育 長 必ず入るべき役職というのは決められていますか。

学校教育課長 議案書44ページに規則の抜粋を載せさせていただいておりますが、第9条第2項に「協議会の委員は、対象学校の校長のほか、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱する。」とあり、対象の方として、児童または生徒の保護者や地域住民、学校の地域コーディネーター、また教育委員会が適当と認める者となっておりますので、この方々が入るような形で、各学校で推薦をいただいております。

教 育 長 ここに書いてある方々は必ず入れるということですか。他にはいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第19号について、採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第19号について、原案のとおり可決いたしました。次に、日程第4 その他 に入ります。まず、運動会の参観について、学校教育

課 宮堀課長より説明願います。

学校教育課長 一 運動会の参観について説明 一
教 育 長 ありがとうございます。次に、「栃木市図書館の在り方」について、生涯学習課 長澤課長より説明をお願いします。

生涯学習課長 一 「栃木市図書館の在り方」について説明 一
教 育 長 ありがとうございます。ただ今の報告についてご質問等ございましたらお願いいたします。

館 野 委 員 本場に各図書館で司書の方々が様々な工夫を凝らして、地域の方とのコミュニケーションを図りながら、素敵に運営されているなという印象を受けています。この資料を見ていると、図書館がただ本を借りる場所ではなくて、人と関わったり、交流ができたりする場でもあって欲しいなという内容が組み込まれていて、今の時代に合ったあり方になるんだなど、とても期待を持った見方をさせていただきました。公民館もそうですが、図書館も同じような課題を抱えながら進んでいくのかと思うと、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

教 育 長 居場所としての機能も含んでいますからね。他にはいかがでしょうか。
岩 崎 委 員 今6つの図書館があるかと思いますが、全部委託で運営されてるんですか。
生涯学習課長 一括して指定管理者をお願いしております。
岩 崎 委 員 全部同じところをお願いしているんですか。
生涯学習課長 はい。図書館それぞれに地域性も多少ございますので、1つのところをお願いすることで、栃木市全体として上手く運営をするような形でお願いしております。
教 育 長 どこに依頼しているか教えていただけますか。
生涯学習課長 山本有三記念会とヴィアックス共同事業体をお願いしております。
教 育 長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

一 質問なし 一

教 育 長 次に、先月の定例会で、岩崎委員からご質問いただいた本市の社会教育主事の有資格者について、生涯学習課 長澤課長より報告願います。

生涯学習課長 一 本市の社会教育主事の有資格者について報告 一
教 育 長 ありがとうございます。次に、事務局より何かございますか。
事 務 局 一 なし 一
教 育 長 皆様ご存知のとおり、5月18日をもちまして、後藤委員が退任されることとなりました。後藤委員におかれましては平成22年に委員に就任され、長きにわたり多大なるご尽力をいただきました。本当にありがとうございました。ここで、後藤委員から、ご挨拶をいただきたいと思います。

後 藤 委 員 〔退任挨拶〕
教 育 長 ありがとうございます。以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。他に、委員の皆様から何かございますか。

一 なし 一

教 育 長 これをもちまして本日の定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

—— 午前10時53分 委員会の閉会を宣言した。 ——

令和8年4月22日

教 育 長

署名委員